

第9章 フィルダム

第1節 適用

9-1-1 適用

岡山県土木工事共通仕様書第9編第2章フィルダムの規定によるものとする。

第2節 一般事項

9-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、岡山県土木工事共通仕様書において定める諸基準によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」 | 農林水産省農村振興局 |
| (2) 多目的ダムの建設 | (一財)ダム技術センター |
| (3) グラウチング技術指針・同解説 | (一財)国土技術研究センター |
| (4) ルジオンテスト技術指針・同解説 | (一財)国土技術研究センター |